

野田市監査委員事務局規程の一部を
改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市代表監査委員 栗林 徹

野田市監査委員規程第1号

野田市監査委員事務局規程の一部を改正する規程

野田市監査委員事務局規程（昭和57年野田市監査委員規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「もののほか」の次に「、事務局の組織等に関し」を加え、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（準用）

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、事務局の処務及び職員の服務等については、市長事務局の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。